

第 1 0 回 定 例 総 会  
議 事 録

期 日

平成 3 0 年 5 月 1 6 日 開 会

平成 3 0 年 5 月 1 6 日 閉 会

米 沢 市 農 業 委 員 会

平成30年5月16日(水)午前9時30分 米沢市農業委員会第10回定例総会を米沢市役所3階庁議室に招集した。

出席委員(18名)

|    |       |    |     |       |    |     |       |    |
|----|-------|----|-----|-------|----|-----|-------|----|
| 1番 | 伊藤精司  | 委員 | 9番  | 上村貞義  | 委員 | 16番 | 山王堂民榮 | 委員 |
| 2番 | 小関善隆  | 委員 | 10番 | 古畑功一  | 委員 | 17番 | 大野澤進  | 委員 |
| 3番 | 江口益美  | 委員 | 11番 | 高橋秀治  | 委員 | 18番 | 鈴木晃子  | 委員 |
| 4番 | 遠藤伊一  | 委員 | 12番 | 菅野英一郎 | 委員 | 19番 | 田代昇一  | 委員 |
| 6番 | 二宮啓一  | 委員 | 13番 | 我彦正福  | 委員 |     |       |    |
| 7番 | 高橋信夫  | 委員 | 14番 | 高橋祐弘  | 委員 |     |       |    |
| 8番 | 佐久間英之 | 委員 | 15番 | 大橋久芳  | 委員 |     |       |    |

欠席通告委員(1名)

5番 樋渡由美 委員

遅刻通告委員(なし)

農業委員以外の出席者(1名)

農林課 主任 齋藤裕太

会議に出席した事務局職員(7名)

|               |       |
|---------------|-------|
| 事務局 長         | 宍戸 徹朗 |
| 事務局長補佐兼農政振興主査 | 目崎 秀也 |
| 農地 主査         | 戸田美恵子 |
| 主査            | 仁科 恭浩 |
| 主任            | 高橋 純  |
| 主事            | 渡部 史紀 |
| 主事            | 須貝 祐太 |

## 会議に付議した事項

### 1. 提出議題

- |      |                                |
|------|--------------------------------|
| 報第1号 | 非農地証明の報告について                   |
| 議第1号 | 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について |
| 議第2号 | 農地法第3条第1項の規定による許可について          |
| 議第3号 | 事業計画変更申請について                   |
| 議第4号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請について        |
| 議第5号 | 農用地利用集積計画について                  |
| 議第6号 | 土地改良事業参加資格交替の承認について            |
| 議第7号 | 米沢農業振興地域整備計画の変更について            |
| その他  | 米沢市農業委員会非農地証明取扱基準について          |
|      | 米沢市農業委員会新規就農申請者取扱基準の一部改正について   |
|      | 米沢市年金協会代議員（案）について              |

開 会 午前9時30分

目崎補佐

おはようございます。

ご案内の時間より早いですけれども、なかなか農繁期で皆様お忙しいと思いますので、予定された委員の方は全員おそろいですので、ただいまから第10回米沢市農業委員会定例総会を開会いたします。

初めに、「農業委員会憲章」の唱和でございますが、10番 古畑委員のご発声でよろしく願いいたします。

(唱和)

ありがとうございました。

それでは、次に会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長

皆さん、おはようございます。

春作業の大変お忙しいところ、出席いただきましてありがとうございます。

きょう山新に載っておったわけですが、全国担い手サミット、11月8、9日ということで決定したということでございます。あした、第3回目の置賜の実行委員会があるわけですが、全国サミット、ビッグウイングで開会行事等ありまして、約2,000人の方が参加されるということで、あと8分科会に分かれて、それぞれ地区を視察しながらいろいろな話し合いを持つということでございますので、今まで参加なされた方もおられると思いますが、今度は受け入れ態勢ということで大変秋、忙しくなるわけでございます。多分声がけあったらよろしく願いしたいと思います。

春作業、大変忙しい中で国会等が進んでおりまして、農業委員会に関することも、ハウスの中コンクリートしても農地でいいんだよという法律も年内に施行されるということで、参議院の本会議等も通りましたので、年内には施行されるということになっていくと思います。

あと、中間管理事業を通した場合、基盤強化事業というか、そっちのほうで今まで全員の判こをもらわないと、所有者不明の農地について、今度は所有権のある配偶者と子供だけの同意を得れば、中間管理事業を通して所有者不明農地も借りることができるということも年内に施行されるんじゃないかということになっております。

そういったことで、大変皆さん忙しい中でありますが、いろいろ農業委員会等に関することが変わっておりますので、仕事のほう落ちついたらまた新聞等で勉強していただきたいと思います。

きょうは塩井地区の農振除外に関することで、いろいろ農事相談等で皆さんご存じだと思いますが、そのほかにもいろいろ農地の事前着工というか、知らないうちに埋め立てをしたり駐車場になっていたり、そういったところ

が見受けられますので、大変忙しい中ではありますが、地域内を見渡していただいて、何かしているなということがあったら、ここどうなっているんだということを事務局を通しながら確認していただきたいと思います。そういったことで、皆さん忙しいわけではありますが、再度気を引き締めて業務に当たっていただきたいと思います。

以上です。

目崎補佐

ありがとうございました。

これより議事となりますが、総会の議長は米沢市農業委員会会議規則第4条の規定によりまして会長が務めることになっております。会長、よろしくお願いいたします。

議 長

それでは、私のほうで議事の進行をさせていただきます。

米沢市農業委員会会議規則第3条の規定による本日の出席者は18名、欠席者は1名、5番 樋渡由美委員であります。19名中18名の出席でありますので、本日開催の米沢市農業委員会第10回定例総会は成立いたしました。

今回の議事録署名委員には、4番 遠藤伊一委員、6番 二宮啓一委員を指名いたします。

それでは、早速議事に入りますが、議案の訂正や議事運営について事務局からありませんか。

目崎補佐

(挙手)

議 長

目崎補佐。

目崎補佐

議案などの訂正はございませんので、よろしくお願いいたします。

議 長

それでは、早速進めさせていただきます。報第1号 非農地証明の報告について、を議題といたします。議案の内容について、事務局より説明をお願いします。

須貝主事

(挙手)

議 長

須貝主事。

須貝主事

報第1号 非農地証明の報告について。下記の土地について、農地及び採草放牧地のいずれでもないことを証明いたしましたのでご報告いたします。

受理番号1号から7号の計7件です。申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積については田1筆 209㎡、畑16筆 2,500.61㎡、合計17筆 2,709.61㎡となります。

受理番号1号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。畑から宅地への転用です。転用年月日は昭和41年6月20日です。申請理由は、昭和41年6月20日より

住宅を建築し、宅地として利用しているためです。

受理番号2号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。畑から宅地への転用です。転用年月日は昭和60年ごろです。申請理由は、昭和60年ごろから平成14年までは物置、平成14年からごみ置き場を設置し利用しているためです。

受理番号3号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。畑から山林への転用です。転用年月日は昭和40年ごろです。申請理由は、昭和40年ごろに杉を植林し、現在は杉林となっているためです。

受理番号4号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。畑から山林への転用です。転用年月日は昭和40年ごろです。申請理由は、昭和40年ごろに杉を植林し、現在は杉林となっているためです。

受理番号5号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。畑から山林への転用です。転用年月日は昭和40年ごろです。申請理由は、昭和40年ごろに杉を植林し、現在は杉林となっているためです。

受理番号6号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。畑から山林への転用です。転用年月日は昭和23年ごろです。申請理由は、昭和23年ごろに杉を植林し、現在は杉林となっているためです。

受理番号7号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。田から宅地への転用です。転用年月日は平成11年8月17日です。申請理由は、平成11年8月17日付、指令東置地農第175号で転用許可を得、雪捨て場として利用してきたためです。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員

なし。

議 長

ないので、報告事案でもありますので、以上で報第1号 非農地証明の報告について、を終わります。

議 長

次に、議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について、を議題といたします。

1 1 番

(高橋秀治委員 挙手)

議 長

11番 高橋秀治委員。

1 1 番

私に関係する案件がありますので、退席をお願いします。

(高橋秀治委員 退室)

議 長 それでは、受理番号18号を上程いたします。議案の内容について、事務局の説明をお願いします。

須貝主事 (挙手)

議 長 須貝主事。

須貝主事 議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について。農地の賃貸借の合意による解約が成立したと下記のとおり通知がありましたので、その確認を得るため委員会に付議いたします。

受理番号18号は、貸人 ○○○○、借人 △△△△との合意解約でございます。土地の表示及び地積等については記載のとおりです。通知のありました筆数及び地積は田のみ4筆 8, 449㎡、合計も同一でございます。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

議 長 ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員 なし。

議 長 ないので、受理番号18号について、議案書のとおり確認することに異議ありませんか。

全 委 員 異議なし。

議 長 異議がないので、受理番号18号について、議案書のとおりであることを確認いたしました。

高橋委員、戻ってください。

(高橋秀治委員 入室)

議 長 それでは、受理番号15号から17号を上程します。議案の内容について、事務局の説明をお願いします。

須貝主事 (挙手)

議 長 須貝主事。

須貝主事 議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について。農地の賃貸借の合意による解約が成立したと下記のとおり通知がありましたので、その確認を得るため委員会に付議いたします。

受理番号18号を除く15号から17号の計3件です。申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。通知のありました筆数及び地積は田17筆 29, 833㎡、畑19筆 4, 872㎡、合計36筆 34, 705㎡です。

受理番号15号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号16号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号17号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

以上、ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

全委員 なし。

議長 ないので、受理番号15号から17号について、議案書のとおり確認することに異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないので、受理番号15号から17号について、議案書のとおりであることを確認いたしました。

次に、議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可について、を議題といたします。

それでは、受理番号31号から46号までを上程します。

議案の内容について、事務局の説明をお願いします。

須貝主事 (挙手)

議長 須貝主事。

須貝主事 議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可について。下記農地について、農地法第3条第1項の許可申請がありましたので、その可否を求めるため委員会に付議いたします。

受理番号31号から46号の計16件です。申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は田62筆 55, 652㎡、畑18筆 7, 440㎡、合計80筆 63, 092㎡です。

受理番号31号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借（新規就農）です。

受理番号32号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借です。

受理番号33号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借です。

受理番号34号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借です。

受理番号35号 貸人 ○○○○・○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借です。

受理番号36号 貸人 ○○○○・○○○○・○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要



望による賃貸借です。

受理番号37号 貸人 ○○○○・○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借です。

受理番号38号 貸人 ○○○○・○○○○・○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借です。

受理番号39号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借です。

受理番号40号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は経営移譲年金受給のための使用貸借です。

受理番号41号 渡人○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

受理番号42号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

受理番号43号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

受理番号44号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

受理番号45号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

受理番号46号 渡人 ○○○○・○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

以上、ご審議よろしく願いいたします。

議 長  
1 5 番  
議 長  
1 5 番

この件について調査された委員は、調査結果を報告してください。

(大橋久芳委員 挙手)

15番。

15番 大橋です。

私のほうから31号と最後の46号をご説明申し上げます。

31号は、ことし新規就農で新たに農業をされるということになりました○○○○さん、今ちょうど農機具屋さんを営んでおりまして、今回息子さんのほうに譲るということで、ことしから農業をやりたいということで始まりました。そして、ちょうど△△△△さんの裏側というか北側に○○さんの農地がありまして、そこをお借りして水稻を作付するということです。特に問

題がございませんので、よろしく申し上げます。

46号は、かなり昔の話なのですが、私たちが農業を始める前、はっきりしたちょっとわかりませんが、農業委員が中心になって細かい農地を集積したという経過があったそうです。そのときに、この〇〇〇〇さんの田の中に△△△△さん相続の農地があったということで、まだ登記されていなかったような状況だったみたいです。今回、相続人がいないということで、石川県のほうの管財人のほうから連絡入りまして、現在実際の農地の中にあるということで、〇〇さんがそこを譲り受けるという形でありますので、特に問題ないと思いますので、よろしくお願いいたします。

議 長  
2 番  
議 長  
2 番

次、32号。  
(小関善隆委員 挙手)

2番。  
2番 小関です。

私のほうからは32号、33号、34号についてご説明申し上げます。

32号と34号につきましては、貸人〇〇〇〇さん、ちょっと体を悪くしまして今回から耕作をやめるということで、△△△△さんと〇〇〇〇さんに、それぞれ隣に農地があるということで、分けて貸すということでもありますので、問題ないと思います。

それから、33号については、これ同じ集落にあります〇〇さんが△△△△に貸すということでもありますので、これも問題ないと思いますので、よろしくお願いいたします。

議 長  
1 7 番  
議 長  
1 7 番

35号。  
(大野澤進委員 挙手)

17番。  
17番 大野澤です。

私のほうから35号、36号、37号、38号につきましては高橋祐弘委員でありますけれども、これ関連しますので私のほうからご報告申し上げます。

35号から38号につきましては、〇〇〇〇さん、△△さん兩名、まして36号につきましては〇〇〇〇さん、△△さん、〇〇〇〇さん、連名でありますけれども、今まで△△△△さんのほうに貸しておったわけですが、それを解約しまして〇〇〇〇さんのほうに賃貸借として一応貸すということになっております。現在、今田植えも始まりまして作付をやっている状況です。何ら問題ないと思われまます。よろしく申し上げます。

議 長  
1 9 番

39号。  
(田代昇一委員 挙手)

議 長  
1 9 番

1 9 番。

1 9 番 田代、ご報告申し上げます。

3 9号につきましては、地目が登記上原野と、実際には田んぼと畑となっています。これは〇〇の東側、戦後間もなくだと思いますが、開拓、開墾というんですかね、というか拓かれたということで現況は田と畑になっております。貸人の〇〇さんにおかれましては高齢であられると、それとご息様におかれましても会社員であるということで耕作は無理だということでありまして。ちょうど隣接する土地が△△△△さんでありましたので、「隣同士ですからどうかよろしく願います」、「わかりました、お借りします」ということで、この辺進んでいるということでありました。問題ないと思しますので、よろしく願います。

議 長  
1 0 番  
議 長  
1 0 番

4 0号。

(古畑功一委員 挙手)

1 0 番。

1 0 番 古畑です。

4 0号の説明をします。

〇〇〇〇さん、△△△△君は親子でありまして、経営移譲年金の受給のためですので問題ないと思えます。よろしく願います。

議 長  
1 6 番  
議 長  
1 6 番

4 1号。

(山王堂民榮委員 挙手)

1 6 番。

1 6 番 山王堂です。

〇〇〇〇さんと△△△△さんの相手方要望による売買で、ここは〇〇のちょうど東側です。そして、△△△△さんの土地の真ん中に〇〇さんの土地がポツンと残っている状況で、これ相手方の要望で売買で問題ありません。よろしく願います。

議 長  
4 番  
議 長  
4 番

4 2号。

(遠藤伊一委員 挙手)

4 番。

4 番 遠藤です。

私のほうから4 2番、4 3番、4 4番、4 5番を説明いたします。

これいずれも売買であります。4 2番の〇〇〇〇さん、養豚を経営なさっておりましたけれども、体の調子が悪いということで養豚業をやめました。それで、その養豚場のパイプハウスで養豚、飼っておりました場所を△△△△さんという方が全てパイプを撤去いたしまして整地をなさって、きれいにして大変農地の環境がよくなったということで、ありがたく思っております

ので、これ問題ないと思います。

43番の〇〇〇〇さんであります。△△△△さんの本宅の南側に、ここも少し荒れておりましたけれども、畑があります。この畑も近所でもありますので、これも買っていただきたいというお話がありましたので〇〇さんが買うということで、現場を見てきましたけれども、問題はないと思います。

44番の〇〇〇〇さんであります。先ほど養豚業をなさっておりました△△△△さんの兄弟ということで、相続の用地を持っておりましたので、これも〇〇さんに買っていただくという案件であり、問題はないと思います。

45番の〇〇〇〇さん、前にも〇〇〇〇さんの案件がありましたけれども、若干畑のほう、先ほどの△△△△さんと〇〇さんが畑があるわけですが、その隣も〇〇〇〇さんの畑であるということで、それも荒れておりましたので、一緒に△△さんがきれいにするというので、現在既にきれいになっております。これも売買でありますので問題はないと思います。よろしくお祈りします。

議 長 それでは、受理番号31号から46号までについて、意見並びに質問はありませんか。

4番 遠藤委員の案件であります。この後、整地された後には何作る……、田んぼにするんですか。

4 番 今の段階では更地にはなっておって、会社役員というか造園業をやっておるわけですがけれども……、「〇〇さんが」の声あり）〇〇さんですね。だから、農地としては購入できるけれども、どうするかというのはこれから考えるということだけれども、荒らさないけれどもなということで大分スカッとして、あそこ△△、〇〇と△△とかという会社、新しい道路出たところあるけれども、あそこに豚舎、バイパスで大分ぶなげっ放しの、あその場所も既に更地になってきれいになっています。

議 長 そういうことで、これから何を作付するか考えるということでもありますので、また荒れることないように願っておるわけですが、監督のほうもよろしくお祈りしたいと思います。（「はい」の声あり）

そのほかございませんか。

全 委 員 なし。

議 長 ないので、受理番号31号から46号までについて、許可することに異議ありませんか。

全 委 員 異議なし。

議 長 異議がないので、受理番号31号から46号までについて、許可することに決定いたしました。

次に、議第3号 事業計画変更申請について、を議題といたします。

それでは、受理番号1号から3号までを上程いたします。議案の内容について、事務局より説明をお願いします。

渡部主事  
議 長  
渡部主事

(挙手)

渡部主事。

議第3号 事業計画変更申請について。下記のとおり事業計画を変更したいと申請があったので、農業委員会に付議いたします。

受理番号1号 許可 平成30年3月14日付、指令農委第63号で農地法第5条の許可を得ております。当初計画者 ○○○○、承継者 同様でございます。土地の表示、事業計画理由等については、記載のとおりでございます。

続きまして、受理番号2号 許可 平成10年7月17日付、指令東置地農第179号で農地法第5条の許可を得ております。当初計画者 ○○○○、承継者 △△△△。本案件につきましては、農地法第5条の5号と同時申請でございます。土地の表示、事業計画理由等については、記載のとおりとなっております。

続きまして、受理番号3号 許可 平成10年7月17日付、指令東置地農第179号で農地法第5条の許可を得ております。当初計画者 ○○○○、承継者 △△△△。本案件につきましては、農地法第5条の6号と同時申請でございます。土地の表示、事業計画理由等については、記載のとおりです。

以上、よろしく願いいたします。

議 長

ただいまの受理番号1号から3号までについて、意見並びに質問はありますか。

全 委 員

なし。

議 長

ないので、受理番号1号から3号までについては、変更することを条件に承認することに異議ありませんか。

全 委 員

異議なし。

議 長

異議がないので、受理番号1号から3号までについては、変更することを条件に承認することに決定しました。

次に、議第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。

それでは、受理番号3号から7号を上程いたします。

議案の内容について、事務局の説明をお願いします。

渡部主事  
議 長  
渡部主事

(挙手)

渡部主事。

議第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について。農地法第5条第1項の規定による売買または賃貸借等による農地の転用申請について、

受理番号3号から7号の計5件です。田2筆 1, 296.00㎡、畑6筆 1, 787.00㎡、合計8筆 3, 083.00㎡でございます。

受理番号3号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は一般住宅の建設です。こちらは3種農地で、都市計画法の用途地域内です。

受理番号4号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は一般住宅の建設です。こちらは1種農地で、集落接続です。

受理番号5号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は建売分譲(3棟)の建設です。こちらは2種農地で、中山間地等の小集団の農地です。

受理番号6号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は資材置き場の造成です。こちらは2種農地で、中山間地等の小集団の農地です。

受理番号7号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は駐車場敷地の拡張です。こちらは2種農地で、中山間地等の小集団の農地です。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

議 長  
7 番  
議 長  
7 番

この件について調査された委員は、調査結果について説明をしてください。  
(高橋信夫委員 挙手)

7番。

7番 高橋です。

3号、5号、6号についてご説明申し上げます。

まず3号ですが、場所は○○○○地内で、県道○○○○からちょっと奥まったところにあります。△△△△の東側に位置しております。4月30日に現地は確認し、借人の○○○○さんに電話で確認をとっております。事前着工等がなかったんですが、この申請書を見ていただくとわかりますように、土地の表示が合計で861㎡なわけです。ただ、この右側に書いてある転用目的に係る事業、合計しても400㎡ぐらいです。分筆を勧めたんですが、もう農地として利用することはないということで分筆はしない、また来年度から固定資産税も上がるんですよと言ったんですが、分筆はしないということでした。ご協議のほうよろしくお願いたします。

続きまして、5号、6号、これは先ほどの議第3号の事業計画変更申請に関連のあるものであります。場所は○○○○地内に位置しております。5月2日に現地を確認し、○○○○さんにお話を伺ってきました。両方とも受人は○○○○、渡人は△△△△さんです。5号のほうは建て売り分譲3棟の建

設、6号のほうは資材置き場の造成ということです。事前着工等はありませんでした。問題ないと思われます。よろしくお願ひします。

議 長

ご苦勞さまでした。

4号。

1 1 番

(高橋秀治委員 挙手)

議 長

1 1 番。

1 1 番

1 1 番 高橋です。

4号についてご説明します。

こちらの案件は、先ほど会長の挨拶の中にもありましたが、2月の総会で農振除外の申請を出しておりまして、そのとき一部事前着工があり、原状復帰をして申請が通った経緯がある案件であります。〇〇さん、△△△△さんにお話を聞いてきたところ、△△△△さんが書類を提出した時点では申請地はそのままだったそうです。原状復帰をした状態だったそうです。その後、〇〇さんが家の建てかえが今進んでいまして、その関連で家財道具を一部原状復帰したところにまた土を盛って、この後プレハブを建てて家財道具をそこに移したいために、事前着工を一部してしまったという、今現在に至っております。その旨を会長と事務局に相談したところ、今回の第3ブロックの農事相談で、農業委員と推進委員の方に今までの経緯を説明して判断してもらってはという助言をいただきました。それで、農事相談ではいろいろな意見が出ましたが、前回〇〇さん原状復帰をしているということと、事前着工の部分もプレハブ建てるくらいの一部であるということと、あと今新築の準備のほうも進んでいまして、そういう内容から、始末書を書いてもらって、それで今回の総会に出してもらってはと、第3ブロックの農業委員と推進委員の人には判断してもらいました。書類上に関しましては何も問題ないと思われますので、よろしくお願ひします。今回、地元の農業委員の私がもう少し気を配って〇〇さんの話を聞いたり、現地等を見ていればこんなことにならなかったと思われますので、会長のお話のとおり今後とも地元のパトロールをしっかりとしていきたいと思われますので、どうぞよろしくお願ひします。

議 長

ご苦勞さまでした。

7号。

1 9 番

(田代昇一委員 挙手)

議 長

1 9 番。

1 9 番

1 9 番 田代です。

7号についてご説明申し上げます。

現地は、〇〇〇〇のちょうど南側の場所でございます。貸人の〇〇〇〇さんにおかれましては、本件全てを△△△△にある〇〇〇〇というところへ委

任されております。借人につきましては△△△△ということで、〇〇の担当の方と△△△△の担当の方が去る4月27日に〇〇〇〇、俗に言う土地改良の会長さんと副会長さんにお話がしたいということで、土地改良の維持事務所に来られました。そのとき私も同席方願うということで同席をさせていただきまして、先方さんが目的としていることもいろいろお聞きし、土地改良的にも問題のないようにということでもお話をお聞きしました。使用目的につきましては、△△△△の拡張工事をして集客を図りたいと。大きいトラックをとめるスペースがないので、今回申請しています土地を全部とはいかないまでも駐車スペースにすると。残っている部分については雪を捨てるということでありますので、土地改良においても、あと農業委員会の申請等についても〇〇〇〇が責任を持ってやりますのでよろしくというお話もありました。事前着工もございません。

以上です。よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいまの受理番号3号から7号について、意見並びに質問はありませんか。

特に3号、4号について何かありましたらお願いしたいと思います。

19番 　　(田代昇一委員 挙手)

議長 　　19番。

19番 　　19番 田代です。

4号につきましては、担当されている高橋委員が大分ご苦労されたんですが、その意が申請者であったり工事をされる業者さんに伝わっておらなかったということは前回の農事相談のときにもお話をお聞きしました。農業委員が幾ら頑張っても、その人たちがそういう感覚を持っていなければ、これは全く絵にも描けない餅だと思えます。よって、3条の申請があり、それで終わりという要件は、それでありだと思えますが、続いて5条と、ポン、ポンといくような事例につきましては、今までもやっておられると思えますけれども、事務局さんにおかれましては、こういうことされるんですね、その目的ありますね、でしたら全ての要件を満たすまで手をかけることはだめですよ、その分時間がかかったりお金もかかりますよということを以前もやっておられると思えますが、なおこの事例を教訓として更新かければなと思ってます。私は同じブロックに属してまして、高橋委員がいろいろ難儀されたということはわかっています。そんなことで頑張りましたし、これから二度と繰り返さないということを含みおきいただいて、文書ということで言いたいのかなと思えます。

議長 　　ありがとうございました。

そのほかございませんか。



事務局にちょっとお聞きしますが、3号について調査された高橋委員からもあったわけですが、861㎡ということで一般住宅で500㎡超えるということで、こういったことを許していいものかどうか、その辺お聞き、問題あるかないか、その辺、渡部主事、わかる範囲でお願いしたいと思います。

渡部主事  
議 長  
渡部主事

(挙手)  
渡部主事。

まず、許可になるかどうかは事務局では判断できませんので農業委員の皆様判断をしていただくこととなりますので、その部分については事務局でお話しすることではございません。

なお、法的な部分につきましては、まず面積の基準については法的な根拠はございませんので、会長が先ほどおっしゃいました500㎡というものを超える場合につきましては、相応の理由が認められるかどうかというところが判断の基準になってくるかと思われまます。そういった部分を含めまして、会議の中で審議をしていただければと思います。よろしくお願いたします。

議 長

皆さんご存じのとおり、普通住宅、農家でない住宅については大体おおむね500㎡、そして農家住宅についてはおおむね1,000㎡という、前々からそういう関係が申し合わせというか、そういったことになっておりますので、その辺も考慮しながら皆さんのご意見をお聞きしたいなと思っております。

皆宅地になってしまえば、あとは隣のうちにでも誰にでも売買できるようになってしまうわけです。幸い1種農地とか、そういう農地ではないわけですから。

いいですか、では。

全 委 員  
議 長

なし。

では意見ないということで、ないので、受理番号3号から7号についてを許可することに異議ありませんか。

全 委 員  
議 長

異議なし。

異議がないので、受理番号3号から7号についてを許可することに決定いたしました。

次に、議第5号 農用地利用集積計画について、を議題といたします。

それでは、受理番号1号から17号を上程いたします。議案の内容について、事務局の説明をお願いします。

仁科主査  
議 長  
仁科主査

(挙手)

仁科主査。

議第5号、農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農業委員会に付議いたします。

受理番号1号から17号までの17件でございます。内訳につきましては、相対による売買が2件、農協仲介による新規の賃貸借権の設定が2件、同じく農協仲介による賃貸借権の再設定が2件、相対による賃貸借権の新規が3件、同じく相対の賃貸借権の再設定が8件の計17件でございます。土地等の詳細につきましては、記載のとおりでございます。

なお、この筆数、地積につきましては、田152筆 168, 243. 40㎡、畑20筆 3, 973. 00㎡、合計172筆 172, 216. 40㎡でございます。

受理番号1号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による売買です。

受理番号2号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による売買です。

受理番号3号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は農協仲介による新規の賃貸借権設定です。

受理番号4号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は農協仲介による新規の賃貸借権設定です。

受理番号5号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は農協仲介による賃貸借権の再設定です。

受理番号6号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は農協仲介による賃貸借権の再設定です。

受理番号7号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による新規の賃貸借権設定です。

受理番号8号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による新規の賃貸借権設定です。

受理番号9号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による新規の賃貸借権設定です。

受理番号10号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号11号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号12号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号13号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号14号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号15号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号16号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号17号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

こちらの案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると考えております。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

議 長  
全 委 員  
議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

なし。

ないので、受理番号1号から17号について、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに異議ありませんか。

全 委 員  
議 長

異議なし。

異議がないので、受理番号1号から17号について、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに決定いたしました。

次に、議第6号 土地改良事業参加資格交替の承認について、を議題いたします。

それでは、受理番号1号から6号を上程します。

議案の内容について、事務局の説明をお願いします。

仁科主査  
議 長  
仁科主査

(挙手)

仁科主査。

議第6号 土地改良事業参加資格交替の承認について。土地改良法施行規則第4条第2項において準用する同規則第2条第2項の規定により、農業委員会に付議いたします。

受理番号1号から6号までの6件は、先の農用地利用集積計画並びに農地法第3条による交替でございます。土地等の詳細につきましては、記載のとおりでございます。この筆数、地積につきましては、田のみ17筆 18,893㎡、よって合計も同様でございます。

受理番号1号 取得者 ○○○○、喪失者 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申出の理由は集積計画による賃借権設定(期間借地)です。

受理番号2号 取得者 ○○○○、喪失者 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申出の理由は集積計画による賃借権設定(期間借地)です。

受理番号3号 取得者 ○○○○・○○○○、喪失者 △△△△、土地の

表示と地積につきましては記載のとおりです。申出の理由は農地法による賃借権設定（期間借地）です。

受理番号4号 取得者 ○○○○・○○○○・○○○○、喪失者 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申出の理由は農地法による賃借権設定（期間借地）です。

受理番号5号 取得者 ○○○○・○○○○、喪失者 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申出の理由は農地法による賃借権設定（期間借地）です。

受理番号6号 取得者 ○○○○・○○○○・○○○○、喪失者 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申出の理由は農地法による賃借権設定（期間借地）です。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

議 長  
全 委 員  
議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

なし。

ないので、受理番号1号から6号について、議案書のとおり承認することに異議ありませんか。

全 委 員  
議 長

異議なし。

異議がないので、受理番号1号から6号について、議案書のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議第7号 米沢農業振興地域整備計画の変更について、を議題といたします。

議案の内容について、事務局の説明をお願いします。

渡部主事  
議 長  
渡部主事

(挙手)

渡部主事。

議第7号 米沢農業振興地域整備計画の変更について。米沢農業振興地域整備計画について、農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定により別紙のとおり変更するため、同法施行規則第3条の2の規定により平成30年5月2日付で米沢市長から意見を求められたので委員会に付議いたします。

詳しい内容につきましては、農林課の職員から説明をしていただきます。よろしくお願いたします。

1 0 番  
議 長  
1 0 番  
議 長

(古畑功一委員 挙手)

10番。

古畑です。私の案件がありますので、退席させていただきます。

(古畑功一委員 退室)

齋藤君、お願いたします。

農林課齋藤

農林課の齋藤裕太と申します。私のほうから米沢農業振興地域整備計画の変更について、説明をさせていただきます。

今回の変更につきましては、農用地区域からの除外による計画の変更となります。資料の除外要望一覧表に沿って説明のほうさせていただきますので、そちらのほうごらんください。

番号がずれるんですけれども、番号2号の説明をさせていただきます。大字築沢の除外申請となります。地目は台帳、現況ともに田、除外面積は651㎡、農用地区域から白地への除外変更となります。除外目的は住宅の設置、住宅の1階延べ床面積は117㎡、駐車場等のスペースとしまして157.0㎡、要望者は〇〇〇〇さん、要望地につきましては都市計画区域外、中の原地区団体営ほ場整備事業が昭和51年度に完了しているところです。番号2の説明については以上となります。ご審議のほどよろしく願います。

議 長

ただいまの案件、番号2号の変更について、質問はありませんか。

1 8 番

(鈴木晃子委員 挙手)

議 長

18番。

1 8 番

18番 鈴木です。

この件に関しまして、5月11日に現地確認をまいりました。事前着工もなく特に問題ないと思われますので、よろしく願います。

議 長

ありませんか。

全 委 員

なし。

議 長

ないので、案件番号2号の変更について、異議ありませんか。

全 委 員

異議なし。

議 長

異議がないので、案件番号2号の変更について、異議がなかったことを米沢市長に回答することに決定いたしました。

古畑委員、入ってください。

(古畑功一委員 入室)

議 長

それでは、案件番号1号について引き続き説明をお願いします。

農林課齋藤

それでは、番号1号の説明に移ります。六郷町轟の除外申請となります。地目は台帳、現況ともに畑、除外面積は405㎡、農用地区域から白地への除外変更となります。除外目的は住宅の設置、住宅の1階延べ床面積が124.44㎡、駐車場スペースとして25㎡となります。要望者は〇〇〇〇さん、△△さんです。要望地につきましては都市計画区域外、周辺地域について六郷中部地区非補助土地改良事業が昭和50年度に完了しているところです。番号1号の説明は以上となります。ご審議のほどよろしく願います。

議長 ただいまの案件、番号1号の変更について、質問はありませんか。

全委員 なし。

議長 ないので、案件番号1号の変更について、異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないので、案件番号1号の変更について、異議がなかったことを米沢市長に回答することに決定いたしました。

次に、その他の米沢市農業委員会非農地証明取扱基準について、事務局の説明をお願いします。

戸田主査 (挙手)

議長 農地主査。

戸田主査 それでは、私のほうから米沢市農業委員会非農地証明取扱基準について、説明させていただきます。

現在の農業委員会業務の中で、行政サービスの一環として非農地証明を発行しているわけですが、今までに明確に記したものがなかったということで、今回議案書のとおり非農地証明取扱基準を策定したところです。先に目を通していただいていると思いますので、全てこの場で読み上げることは控えさせていただきますが、目的は交付基準を明確にすることでの市民サービスの向上、また証明基準については記載の条件に合っている農地であって、農用地区域外の農地であることとしております。申請書の提出があれば書類を審査し、受理した上で該当委員の方に現地調査をしていただき、証明書を発行する、その結果についてはひと月分まとめて翌月の定例総会で報告をするとしております。

なお、この基準は平成30年4月26日の会長決裁日から有効となります。以上、報告とさせていただきます。皆さん、よろしく願いいたします。

議長 ただいまの説明について、質問等ございませんか。

概ね20年とありますが、おおむねの範囲というのはどのぐらいですか。

戸田主査 (挙手)

議長 戸田主査。

戸田主査 はっきりした定義はございませんが、今までずっと事務手続をしている中で、大体20年くらいかなという程度の相談があれば、いつころからというところで20年以上前からということを書いていただくようお願いはしております。特にありません。

議長 前からこの基準には、概ねとついていたんだっけか。ついていたんだよな。

戸田主査 (挙手)

議長 はい。

戸田主査 ついております。

この件につきましては、農業会議のほうにも相談をしましたところ、資料をいただき、手引きというか、設問についてはやはりはっきりした年数ではなくて、そこにも概ね20年ということでは記載されていたのを確認しておりますので、それでよろしく願いいたします。

議長 そうなっているようでありますので、概ね20年以上経過したものということでもありますので、よろしく願いしたいと思います。

そのほか質問ありませんか。

全委員 なし。

議長 ないので、米沢市農業委員会非農地証明取扱基準について、は議案書のとおり明確に基準が制定されましたので、今後も事務の円滑化に努められるようお願いいたします。

次に、米沢市農業委員会新規就農申請者取扱基準の一部改正について、事務局の説明をお願いします。

戸田主査 (挙手)

議長 戸田主査。

戸田主査 それでは、米沢市農業委員会新規就農申請者取扱基準の一部改正について、を説明させていただきます。

こちらの取扱基準につきましては、平成25年10月10日に新設されたものになっております。その中で、今回改正したところが1カ所ございます。審査手順の第5条の二重線引いているところになります。昨年度、新制度の変更に伴って部会制が廃止になりましたので、部会から定例総会と文言を改めたところであります。よろしく願いいたします。

議長 ただいまの説明について、質問等ございませんか。よろしいですか。

全委員 なし。

議長 ないので、米沢市農業委員会新規就農申請者取扱基準の一部改正について、は事務局の説明のとおり一部改正されました。

次に、米沢市年金協会代議員（案）について、事務局の説明をお願いします。

戸田主査 (挙手)

議長 戸田主査。

戸田主査 平成30年度農業者年金協会代議員及び役員名簿（案）について、説明をさせていただきます。

農業者年金協会の規約の中に、1号代議員が加入者、受給者のうち会長が委嘱するものであり、2号代議員は役員以外の農業委員会委員になっております。あと3号代議員が関係団体の代表者で組織することになっております

ので、規約に合わせて名簿を書き直ししたところでは、1号代議員の中の加入者代表が我彦委員から菅野委員に変わっております。3号代議員のところでは、JA代表で菅野委員を含めて2名となっていたところでしたが、菅野委員は加入者代表に変更させていただきましたので、JA山形おきたまが米沢地区総括理事の〇〇氏1名になります。

ただ、6月15日に開催されるJAの総代会において、〇〇氏が理事を退任なさるとの情報がありますので、代議員会ときには後任の方に変更になるかと思っておりますので、ご了承をお願いします。

なお、2号代議員は我彦委員、菅野委員を除いた農業委員の皆様になりますので、昨年度と比べると代議員の人数は36名から22名に変更になります。

また、役員につきましてはほとんど役職をお願いしているところですので、記載のとおり変更させていただき、この内容をもって代議員会で協議していただくこととなりますので、よろしくお願いいたします。

議 長  
全 委 員  
議 長

ただいまの説明について、質問等ございませんか。よろしいですか。

なし。

ないので、米沢市年金協会代議員（案）については議案書のとおり代議員会に諮ることになります。

その他、皆さんから何かご意見、質問等ございませんか。

1 5 番  
議 長  
1 5 番

(大橋久芳委員 挙手)

15番。

15番 大橋です。

このたびの農事相談の中でちょっと話になったんですが、また〇〇〇〇さんのお話で恐縮ですが、今現在の進捗状況などをお聞かせ願いたいと思います。なぜこういう話になってきたかという、これから棟数がふえてくるに従って、暖かくなるということで、においと、あとし尿の処理とか堆肥の処理というのは、そういうのはかなり大変でないかということ、話になりまして、それをどのような対策を講じていくのか、多分農林課のほうに計画書等も出ているので、事務局の方にはお願いいたしますが、こういったような計画で進んでいるかということをお聞かせ願いたいと思います。今現在のわかる範囲で結構ですので、第1ブロックの方、どのような状況になっているか、お知らせお願いしたいと思います。

1 2 番  
議 長  
1 2 番

(菅野英一郎委員 挙手)

12番 菅野委員。

いろいろ心配してもらって、うちの近くなもんで、いろいろ心配してもら



って。建物は大体建ちました。ただ、外構等まだコンクリートしたり、そういうところやっております。あとは、導入が5月、今月の末あたりから半分くらいは入りたい、導入したいということで、一気に導入というとそのくらいお金もかかるし、チェンジするときも同じくなるもので、3年ぐらいの計画で導入したいと。ことし3分の1したら来年3分の1、その次3分の1、そして3年後には満杯にしたい、もしそいつが許されるなら2年で前倒して導入するかもしれないという話は聞いております。

あと、どういうもんだとかなんていうのは、やっぱり百聞は一見にしかずですので、1回みんなで見に行きましょう、9月にでも。ほかのところだと、やっぱり視察に来ると金取るなんていうことも、何だ、取ったらいいのではないかと言ったんだけど、いや、これは補助金もらって建てたんだから、来た人にはただでちゃんと見せますという確約もっておりますので、9月にでも、まず見ないことにはうわさだけでは何ともならないので、見に来てほしいと思います。

以上です。

1 5 番  
議 長

(大橋久芳委員 挙手)

15番。

1 5 番

農林課のほうに計画書とかそういうのが出ていると思うんですが、その範囲の中で、し尿処理とか、あとにおい対策、堆肥の処理という、そういうことの、ほかの委員わかるとき話聞きたいんだけど、わからないとき農林課のほうからそういう情報提供をしていただければと思いますので、よろしくをお願いします。

1 2 番  
議 長

(菅野英一郎委員 挙手)

はい。

1 2 番

堆肥舎は大きい4つあります。しこたま大きい4つ、そのほかにあと小袋にするやつと結構あるそうです。あそこ、皆満杯になるくらい出るんだかなというくらい大きいやつが我が家の近くにどんどん、こっちのほうに来ていますので、〇〇から〇〇に来ているような状況ですので、地元ではまず今までもそんなににおいするような牛舎ではなかったし、ちゃんと噴霧器に、スプリンクラーというか、冷やすためにあいつしているのに木酢液入れたりして、におい対策等はやっぱりちゃんとやっているようです。やはり地元で反対、あのくらいの牛舎建てて誰も反対しないというくらいのはやっぱりやっているのではないかなと思います。やはり、だんだんちょっとでもすると、すぐ反対運動が出るんだけど、なかなかその辺もちゃんと根回しも上手なようで、ちゃんとそういう対策はやっているようです。

目崎補佐

(挙手)

- 議長 　　では、目崎補佐。
- 目崎補佐 　　農林課のほうが畜産のほうの所管課ですので、現在の進捗状況とか今後の堆肥、肥料にかかわる対策、計画ですか、そういったことをわかる範囲でお聞きして、この次の農事相談なり総会でお伝えしたいと思います。
- 15番 　　(大橋久芳委員 挙手)
- 議長 　　大橋委員。
- 15番 　　堆肥のほうは1,500頭だけか、最大で、その堆肥を全部賄えるほどのハウスというのか何か、もう完全に囲まれているやつあいつあるでしょう。そういうのが4つあるということですか。(「4つはあるな」「4棟」の声あり) 入るんでしょうね、それに全部。(「入り切る……、余るみたいなこと言っているんだもの」の声あり) いや、こんなこと大分失礼けれども、やっぱりどこから俺たちのほうの情報聞いてきたんだかだけでも、野積みになっていて何かみんなから文句言われていたとかなんていう、そういう情報もいろいろ言われるもんだから、まずもう一回、では確認しますというので来たんだけれども、では時期的にいつごろになるかわからないけれども、それも視察の中にはめてもらって、よろしくお願ひしたいと思います。
- 議長 　　この件に関して皆さんからありますか。よろしいですか。
- では、その他についてほかにございませんか。よろしいですか。
- 事務局、何かありますか。
- 目崎補佐 　　(挙手)
- 議長 　　目崎補佐。
- 目崎補佐 　　まず、研修視察のほうの出欠ですが、農事相談のほうでお伺いして、今のところは確実に欠席という方が推進委員の方お一人欠席で、あともうちょっと時期がたたないとわからないという方が3名ほどいらっしゃいます。そして、最終締め切りといえますか、それを来月の定例総会の6月12日にその出欠の最終締め切りとさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。
- あと、会長のご挨拶にもございましたように担い手サミットが、これ地域交流会、置賜の交流会の情報交換会が11月8日、あと施設の見学会といえますか、研修会が9日と日程決まっておりますので、あした会長が委員会のほうに出席されて、もう少し詳細な日程とかスケジュールわかればまたお知らせしたいと思います。
- あと、農事相談のほうで種子法廃止に伴って県も取り組むということで要綱を作るということで、その要綱ができたらぜひ内容をお知らせしてほしいということが第2地域から出ておりますので、これ県から要綱が来次第お知らせしたいと思います。

あと、議案が終わってから今さらですが、これ農事相談で出た内容ですが、第3地域から農地法3条の関係で46号、売買と記載されているが無償譲渡ではないかと、これ無償譲渡ということでございます。

あと、39号の案件で登記、地目が原野となっておりますが、細目書などの扱いはどうなっているかということですが、これ現況が農地ですので、この案件にのったということでございます。

あと、農林課のほうに確認してまいりましたら、細目書にもこの農地は載っていたということでございます。

あと、現地調査書類のときに関係者の連絡先、電話番号などを書いてくださいというご要望がありましたので、それについては今後対応してスムーズに調査できるようにしたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

議長  
12番

今の事務局からの説明について何かありますか、皆さんのほうから。

研修に、まだわからないというのは何か用あって行かないんだか、どうなるかわからないんだか、仕事の関係で行かないんだか、どっちなんでしょう、そのまだ未定という人。行かない人はしょうがないんだ、それは行かないというあいつあるんだろうけれども、その未定という人、そのときなると誰か出てくるの。そういうことをなくすために2カ月も前から言って、こうなんですよ、行ってくださいよと言っているのに、まだ予定わからないからというのでは意味ないでしょう、これ。どうでしょう、会長、こういうのは。それなら最初から、いや、仕事誰かあるかもしれないから行かないと言えば、それでは最初から行く気ないということでないのか。

議長

いろいろ作物の日程、熟す期間とかいろいろサクランボの収穫時期がずれ込んだり早まったり、いろいろそういったこともあると思いますから、その辺12日までということでもありますから、1カ月前ぐらいまでということ。その後いろいろ切符とか旅館の手配とかで1カ月前だと大丈夫なんですか。

目崎補佐

ぎりぎりは2週間前まで大丈夫と言われているんですが、ちょっと余裕持って、そこで1回締めて行きます。

議長

参考までにお聞きしますが、万が一という場合は旅行会社で何日前までだと何ぼとか返すとかとあるんだよな、あいつな。(不規則発言あり)

大変忙しい時期であります、みんな万難を排し参加していただくようお願いしたいと思います。

それでは、皆さんのほうからなかったら、これで本日の日程を終了してよろしいですか。

全委員

はい。

議 長           では、大変お忙しいところありがとうございました。

閉 会           午前10時47分

以上、会議の顛末を記載し、相違ないことを認め、ここに署名する。

平成30年5月16日（水）

米沢市農業委員会

議長

-----

議事録署名委員

-----

議事録署名委員

-----